

2015年7月1日

エコマーク商品類型No.119「パーソナルコンピュータ」認定基準の見直し  
(新Version策定) にあたっての意見ならびに委員候補者の募集について  
(募集要項)

公益財団法人日本環境協会  
エコマーク事務局

## 1. 意見ならびに委員候補者募集の目的・概要

現行のエコマーク商品類型No.119「パーソナルコンピュータVersion 2」(有効期限2019年8月31日)は、主にオフィスや家庭で用いられるノート型パソコン、デスクトップ型パソコン、一体型パソコン、CRT モニタ、LCD モニタ、キーボード、マウスを対象としています。Version2認定基準は制定から9年が経過しますが、その間にタブレット端末の普及等によりタブレット型のパソコンが増えるなど、市場が大きく様変わりをしています。また、本分野は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」の特定調達品目の対象ともなっており、エコマークとグリーン購入法との関係(上位基準、プレミアム基準としての機能)等を鑑みると、現在の技術動向や国内外の規制を踏まえて認定基準を総合的にレビューする必要性が高まっています。一方、国際的には、海外の多くのタイプI環境ラベル機関で「パーソナルコンピュータ」基準が策定されており、その国の公共調達にも強く影響を与えるようになりました。エコマークは海外の環境ラベル機関との相互認証を広く展開しており、特にアジア圏においては、日中韓で「パーソナルコンピュータ」の共通基準が策定されたほか、日本のエコマーク基準がアジア等の海外環境ラベル基準の参考にされるケースも増えています。

今回の認定基準の見直しにおいては、従来のパーソナルコンピュータ(タブレット型のパソコンも含む)に加えて、グリーン購入法でも対象としているサーバ機器等も検討対象に含めて議論を行い、省エネ法の改正状況や国際エネルギースタープログラム、海外のタイプI環境ラベル基準などとの整合も考慮に入れながら、現行基準に対応する新バージョンとしてNo.119「パーソナルコンピュータVersion3」認定基準の策定を進めます。

この認定基準の見直しを進めるため、広く一般より「パーソナルコンピュータ」認定基準策定に関する意見を求めるとともに、認定基準案を策定する「パーソナルコンピュータ」基準策定委員会の委員候補者を募集します。

## 2. 意見ならびに委員候補者募集の対象

### (1) 認定基準策定に関する意見について

エコマーク商品類型No.119「パーソナルコンピュータVersion3」(仮称)認定基準策定にあたり、検討の方向性や重視すべき環境評価項目などについての意見を募集します。

エコマークの認定基準策定にあたっては、商品のライフサイクル全段階にわたる環境への負荷を考慮に入れ、その商品に係る資源採取・製造・流通・使用消費・リサイクル・廃

棄などによる環境への負荷が、他の同様の商品と比較して相対的に少ないレベル、またはその商品を利用することにより、他の原因から生ずる環境への負荷を低減できるレベルとするよう、優先度の高い項目を絞り込み、できる限り、定量的評価が行える基準を設定することとします。

## (2) 「パーソナルコンピュータ」基準策定委員候補者について

以下の①および②に該当し、「パーソナルコンピュータ」基準策定委員会において、委員として認定基準案策定にご協力いただける委員候補者を募集します。

- ① 認定基準案策定のための知見等を提供いただける方、あるいは、商品類型に興味・関心があり基準策定やエコマークの普及に特にご意見をお持ちの方
- ② 企業・団体、特に基準制定後のエコマーク認定取得やその普及に意欲のある企業・団体から推薦や紹介を受けた方（ここで、団体とは事業者関係団体・消費者団体・環境NGOなどを言います。）

「パーソナルコンピュータ」基準策定委員には、商品類型に関する供給者、消費者、および中立機関の専門家や有識者を、それぞれ1名以上選定することとしています。

当該委員は、今回応募された候補者の方を含めた候補者リストの中から、当協会理事長が当該委員会の運営に必要な人選を行って委員を委嘱します。委員名は非公表であり、委員をお願いする方にのみ、個別にご連絡をさしあげます。

参考：エコマーク商品類型・認定基準の制改定等に関する諸ガイドラインおよび規程  
ガイドライン／Ⅱ-2 認定基準策定の手順  
→[http://www.ecomark.jp/pdf/r\\_guide.pdf](http://www.ecomark.jp/pdf/r_guide.pdf)

なお委員会は、原則として1～2ヶ月に1回、計2～3回程度、当協会にて開催します。会議は非公開とし、委員会へご出席の際には、公益財団法人日本環境協会の規定に基づき、謝金等をお支払いします。

## 3. 応募方法等

### (1) 応募方法

応募に当たっては、下記の事項を記入して下さい。書式は自由です。また、必要に応じて補足資料などを添付して下さい。

郵送かファックスあるいは電子メールにて提出してください。郵送の場合は、封筒に「パーソナルコンピュータの認定基準策定に関する意見」または「「パーソナルコンピュータ」基準策定委員候補者への応募」の応募種別を朱記して下さい。ファックスや電子メールの場合は、同様に応募種別を件名欄に明記して下さい。

- 1) 「「パーソナルコンピュータ」の認定基準策定に関する意見」の場合の記入事項  
① 認定基準策定に向けた方向性や重視すべき環境評価項目あるいは環境配慮上のご

意見・ご要望、② 氏名、③ 所属・役職名、  
④連絡先（住所、電話番号、電子メールアドレス等）

2) 「「パーソナルコンピュータ」基準策定委員候補者への応募」の場合の記入事項(応募用紙をお使いいただいても結構です。)

- ① 委員候補に応募された理由、② この分野に関連する実務等の経験の有無、
- ③ 推薦あるいは紹介を受けた企業・団体の名称、④ 氏名、⑤ 所属・役職名、
- ⑥ 連絡先（住所、電話番号、電子メールアドレス等）
- ⑦ 基準検討の方向性や重視すべき環境評価項目、特に基準化を希望する内容などについての意見

応募用紙→ <http://www.ecomark.jp/word/iinoubo.doc>

※今回の募集を通じてエコマーク事務局が知り得た情報は、エコマーク事業の目的以外に使用することはありません。また、外部に開示・漏洩することはありません。

## (2) 提出期限及び提出先

### ① 募集期間

受付開始：2015年7月1日(水)

受付締切：2015年7月30日(木)

※ 2015年7月30日(木)の消印があるものまで有効です。

### ② 問い合わせ先ならびに提出先

公益財団法人日本環境協会

エコマーク事務局 基準・認証課（大澤、藤崎）

〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町1丁目4番16号 馬喰町第一ビル 9階

TEL：03-5643-6253／ FAX：03-5643-6257／ E-mail：[info@ecomark.jp](mailto:info@ecomark.jp)